

# 経済産業省

官 印 省 略

20231213保局第2号

「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」を次のように制定する。

令和5年12月21日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について

「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」を別紙のとおり定める。

附 則

この規程は、令和5年12月21日から施行する。

## 認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について

### 1. 認定高度保安実施者の認定に関する経済産業大臣の検査等について

経済産業大臣は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第39条の14第2項の規定により、認定高度保安実施者の認定の申請者について、保安の確保のための組織及び保安の確保の方法が認定の基準に適合することについて検査を行う。この場合において、経済産業大臣は、2. に定める評価の視点に沿って検査を行うこととする。

また、経済産業大臣が、法第39条の16第1項の規定により、高圧ガス保安協会又は法第39条の14第2項ただし書の指定を受けた者に調査を依頼する場合、当該調査の依頼を受けた高圧ガス保安協会又は法第39条の14第2項ただし書の指定を受けた者は、2. に定める評価の視点に沿って調査を行うこととする。

### 2. 認定高度保安実施者の認定の基準の詳細について

冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）第55条の3第1項及び第2項、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）第92条の7の3第1項及び第2項、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第94条の7の3第1項及び第2項並びにコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）第49条の7の3第1項及び第2項で定める認定高度保安実施者の認定の基準について、各基準への適合性を確認する際の評価の視点及び確認する書類の例を下記のとおり定める。

なお、評価の視点及び確認する書類の例に記載する事項は例示であり、各基準への適合性の判断は、申請者の個別の事情を踏まえて行うものとする。

(1) 冷凍則第 55 条の 3 第 2 項、液石則第 92 条の 7 の 3 第 2 項、一般則第 94 条の 7 の 3 第 2 項及びコンビ則第 49 条の 7 の 3 第 2 項について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
<p>法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p>		
<p>一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場作業の効率化につながり、かつ、保安の確保に資するテクノロジー（異常検知、モニタリング技術、人の作業を代替する技術、現場の状態を診断する技術等をいう。以下「テクノロジー」という。）が導入されている。</li> <li>・なお、初回申請時においては、テクノロジー導入に向けた計画案を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</li> <li>-テクノロジーの導入状況（又は導入計画）</li> </ul>
<p>二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テクノロジーの導入後の効果検証が行われ、必要に応じて、検証結果に基づく改善が行われている。</li> <li>・なお、初回申請時については、検証・改善の方針に基づいた計画案を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</li> <li>-テクノロジーの効果検証結果及び改善事例（又は検証及び改善計画）</li> </ul>
<p>三 申請に係る特定製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テクノロジー導入に向けたビジョンが策定されているほか、テクノロジーの推進に向けた必要なリソース（予算・人材等）が確保されているなど、役員や事業所の長等の経営トップがテクノロジーの導入に向けたコミットメントを示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</li> <li>-テクノロジー導入に係る経営トップの考え方</li> <li>-テクノロジー導入に係る基本方針や中長期計画</li> <li>-テクノロジー導入の推進体制、予算及び人材の確保状況</li> </ul>

(2) コンビ則別表第9について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
1 本社の関与及び法令遵守の体制の確保		
一 保安に係る基本姿勢		
<p>一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の代表者によつて、経営理念、基本方針が系統立って、作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されている。</li> <li>全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満足することを示した説明文書であつて例えば以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>-経営理念が記載されたもの</li> <li>-基本方針が記載されたもの</li> <li>-社員へイントラネット、カード等により配信・配布している又は社内掲示しているもの</li> <li>-保安に係る諸施策についての、経営層と現場従業員との対話やアンケート等の実績</li> </ul> </li> </ul>
<p>二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p>三 保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安管理を担当する取締役、執行役等が選任され、その役割が文書に明確に定められている。</li> <li>保安管理を担当する取締役、執行役等は、保安管理の責任者として、指導・助言等を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p>四 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査役による保安管理担当役員に対する監査が実効的に行われる体制が整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満足することを示した説明文書であつて例えば以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>-監査体制及び監査方法</li> <li>-監査役への保安活動に関する報告状況</li> </ul> </li> </ul>
二 法令遵守の体制		

<p>一 本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の変更工事等の際に、高圧ガス保安法に規定する行政手続きの要否及び技術上の基準への適合状況等を複数の部門が確認する体制が構築されているなど、保安に関する法令の遵守のための体制が構築されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-組織規程</li> <li>-コンプライアンス規程</li> </ul> </li> </ul>
<p>二 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報を受け付ける社外窓口が設置されているほか、通報窓口の存在についてホームページへの掲載等を通じて十分に周知が行われているなど、窓口が適切に運営されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-受付窓口の公開状況</li> <li>-通報実績（件数等）</li> </ul> </li> </ul>
<p>三 事業所が法令に違反する行為があつたことを知った場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令違反が発覚した場合に、速やかに本社及び行政庁へ通報すること及びその手順が明確に定められ、文書化されている。</li> <li>・なお、行政庁への通報は、事業所からの通報を受けた本社から通報することも可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p><b>2 保安に関するリスク管理の体制</b></p>		
<p>一 本社の体制</p>		

<p>一 役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安対策本部が設置されており、組織、メンバー構成、設置目的等を示す規程・基準類が整備されている。</li> <li>・取締役（指名委員会等設置会社においては執行役）等の役員が保安対策本部の長となっている。</li> <li>・保安対策本部において、保安管理の基本方針を決定するとともに、保安活動を定期的に計画し、その実績を評価している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-保安対策本部等の設置規程等</li> <li>-保安管理の基本方針の決定及び各事業所ごとの保安管理実績の検討等が分かるもの</li> <li>-会議資料等活動状況がわかるもの</li> </ul> </li> </ul>
<p>二 保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分に反映されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安管理部門が設置されている。</li> <li>・安全環境計画、生産計画及び設備管理計画に保安管理部門の意見が反映されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-職務分掌規程等</li> <li>-安全環境計画、生産計画及び設備管理計画等に保安管理部門の意見が反映されていることを示す会議事録</li> <li>-保安管理部門から事業所宛に社内外の保安関連情報（重大事故情報を含む。）を展開し、当該情報を踏まえて、事業所において適切な対策を講じていることを示すもの</li> </ul> </li> </ul>
<p>三 保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>

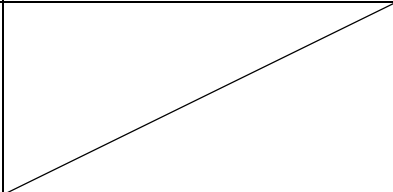
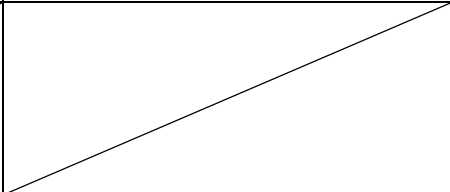
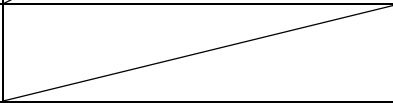
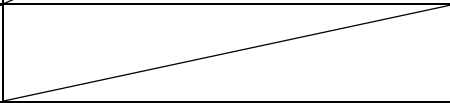
<p>四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所及び検査管理組織について年1回以上の監査を実施している。</li> <li>・監査の項目は、最新の法規制の内容を反映したものになっているなど、保安に関する法令の規定を踏まえた内容となっている。</li> <li>・監査時には、前回監査における指摘事項について、当該事業所で改善策が実施されているか否かを確認しているほか、監査における指摘事項について当該事業所以外にも水平展開する等の取組みを行っているなど、監査が適切に実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-事業所監査計画</li> <li>-監査用チェックリスト</li> <li>-監査報告書</li> <li>-改善勧告書</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>二 事業所の体制</b></p>		
<p>経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。</p>		
<p><b>三 認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制</b></p>		
<p><b>イ 認定高度完成検査組織</b></p>		
<p>一 認定高度完成検査を実施する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>-職務分掌規程等</li> </ul> </li> </ul>

<p>二 完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>三 完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>四 完成検査組織において、工事計画書等のとおり特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>五 完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>



<p>六 完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p><b>ロ 認定高度完成検査業務</b></p>		
<p>一 完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>二 認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十九条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>三 認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>四 認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>

<p>活用できる体制になっていること。</p>		
<p><b>ハ 認定高度完成検査の検査管理</b></p>		
<p>一 完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>二 完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>

<p>三 完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>四 一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>五 完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>六 完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になっていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>四 認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制</p>		
<p>イ 運転を停止することなく保安検査を行うための措置</p>		
<p>一 運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。</p>	<p>・必要に応じて設備の冗長化や遮断装置の電子回路の見直し等を実施するなど、適</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書であつて例えば以下のもの</p>

<p>二 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。</p>	<p>切な設備改善が行われている。</p>	<p>-連続運転期間に応じた運転中保安検査の措置に関する文書及び資料</p>
<p>三 運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安検査、それ以外の自主的な検査の区分けが明確になっており、自主的な検査の記録類を保安検査にも活用できる体制となっている。</li> <li>・運転中検査の方法や手順が定められ、運転中保安検査時の安全管理体制が構築されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-認定保安検査組織及び検査業務を示す文書及び資料</li> <li>-認定保安検査規程</li> <li>-検査組織員リスト</li> <li>-検査記録</li> <li>-検査設備の管理台帳</li> </ul>
<p><b>ロ 認定高度保安検査組織</b></p>		
<p>一 認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査組織の検査は、設備管理部門の検査等に関するチェックが有効に機能する体制となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの</li> <li>-連続運転期間に応じた運転中保安検査の措置に関する文書及び資料</li> </ul>
<p>二 保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種機械責任者免状を有している者に限る。</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>-連続運転期間に応じた運転中保安検査の措置に関する文書及び資料</li> <li>-認定保安検査組織及び検査業務を示す文書及び資料</li> <li>-認定保安検査規程</li> <li>-検査組織員リスト</li> <li>-検査記録</li> <li>-検査設備の管理台帳</li> </ul>

<p>三 保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>		
<p><b>ハ 認定高度保安検査業務</b></p>		
<p>一 保安検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>二 認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>三 認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>四 認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>

<p>安検査等において活用できる体制になっていること。</p>		
<p><b>ニ 認定高度保安検査の検査管理</b></p>		
<p>一 保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>二 保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有してい</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>

ると経済産業大臣が認める者		
三 保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四 一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
五 保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
六 保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
3 サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保		

<p>サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。</p>	<p>・以下の1～3の対応を行っている。</p> <p>1 生産管理システム又はプラント制御システム（以下「対象システム」という。）のサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築</p> <p>(1) 対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されている。具体的には、以下の対応を行っている。</p> <p>① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムを含むサイバーセキュリティ対策について、取り組む目的や方向性、経営層によるコミットメント、体制、定期的な評価・見直し等を含む基本方針が定められ、文書化されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン</li> <li>-石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準</li> <li>-工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン</li> </ul> <p>② 基本方針を組織内に伝達している。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-対象システムを含むサイバーセキュリティ対策の基本方針をまとめた規程</li> <li>-組織規程</li> </ul>
---	---	--



	<p>(2) 対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。 具体的には以下の対応を行っている。</p> <p>① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>-石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン</li><li>-石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準</li><li>-工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン</li></ul>	
--	--	--

	<p>2 対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施</p> <p>対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。具体的には、以下の対応を行っている。</p> <p>① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン</li> <li>-石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準</li> <li>-工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
	<p>3 継続的改善の実施</p> <p>(1) 対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。具体的には、以下の対応を行っている。</p> <p>① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</li> <li>-基本方針に基づき設定した取り組みの達成状況等が分かるもの</li> <li>-監査記録又は自己評価結果</li> <li>-対象システムを含むサイバーセキュリティ対策の基本方針をまとめた規程（改定版）</li> <li>-組織規程（改定版）</li> </ul>

	<p>-石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン</p> <p>-石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準</p> <p>-工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン</p> <p>(2) 自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。具体的には、以下の対応を行っている。</p> <p>① 以下いずれかのガイドラインを参考に、自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。</p> <p>-石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン</p> <p>-石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準</p> <p>-工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン</p>	
	<p>・サイバーセキュリティ対策は、特に高圧ガスに起因する爆発・火災事故、毒性ガスの大量漏えい等の災害を</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>

	防止することを重視したも のとなっている。	
--	--------------------------	--

(3) 冷凍則別表第5、液石則別表第6、一般則別表第6及びコンビ則別表第10について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
1 本社の関与及び法令遵守の体制の確保		
一 保安に係る基本姿勢		
<p>一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の代表者によつて、経営理念、基本方針が系統立って、作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されている。</li> <li>・全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であつて例えば以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>-経営理念が記載されたもの</li> <li>-基本方針が記載されたもの</li> <li>-社員へイントラネット、カード等により配信・配布している又は社内掲示しているもの</li> <li>-保安に係る諸施策についての、経営層と現場従業員との対話やアンケート等の実績</li> </ul> </li> </ul>
<p>二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p>三 保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安管理を担当する取締役、執行役等が選任され、その役割が文書に明確に定められている。</li> <li>・保安管理を担当する取締役、執行役等は、保安管理の責任者として、指導・助言等を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p>四 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役による保安管理担当役員に対する監査が実効的に行われる体制が整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であつて例えば以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>-監査体制及び監査方法</li> <li>-監査役への保安活動に関する報告状況</li> </ul> </li> </ul>

<p><b>二 法令遵守の体制</b></p>		
<p>一 本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の変更工事等の際に、高圧ガス保安法に規定する行政手続きの要否及び技術上の基準への適合状況等を複数の部門が確認する体制が構築されているなど、保安に関する法令の遵守のための体制が構築されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-組織規程</li> <li>-コンプライアンス規程</li> </ul> </li> </ul>
<p>二 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報を受け付ける社外窓口が設置されているほか、通報窓口の存在についてホームページへの掲載等を通じて十分に周知が行われているなど、窓口が適切に運営されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-受付窓口の公開状況</li> <li>-通報実績（件数等）</li> </ul> </li> </ul>
<p>三 事業所が法令に違反する行為があつたことを知った場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令違反が発覚した場合に、速やかに本社及び行政庁へ通報すること及びその手順が明確に定められ、文書化されている。</li> <li>・なお、行政庁への通報は、事業所からの通報を受けた本社から通報することも可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p><b>2 保安に関するリスク管理の体制</b></p>		
<p>一 本社の体制</p>		

<p>一 役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安対策本部が設置されており、組織、メンバー構成、設置目的等を示す規程・基準類が整備されている。</li> <li>・取締役（指名委員会等設置会社においては執行役）等の役員が保安対策本部の長となっている。</li> <li>・保安対策本部において、保安管理の基本方針を決定するとともに、保安活動を定期的に計画し、その実績を評価している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-保安対策本部等の設置規程等</li> <li>-保安管理の基本方針の決定及び各事業所ごとの保安管理実績の検討等が分かるもの</li> <li>-会議資料等活動状況がわかるもの</li> </ul> </li> </ul>
<p>二 保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安管理を担当する組織が設置されている。</li> <li>・安全環境計画、生産計画及び設備管理計画に保安管理部門の意見が反映されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-職務分掌規程等</li> <li>-安全環境計画、生産計画及び設備管理計画等に保安管理を担当する組織の意見が反映されていることを示す会議議事録</li> <li>-保安管理を担当する組織から事業所宛に社内外の保安関連情報（重大事故情報を含む。）を展開し、当該情報を踏まえて、事業所において適切な対策を講じていることを示すもの</li> </ul> </li> </ul>
<p>三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>

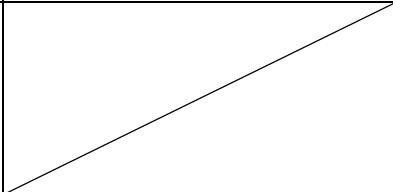
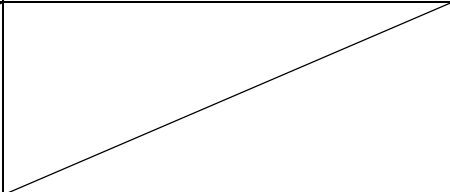
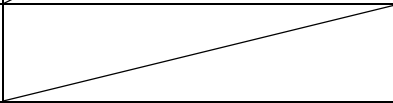
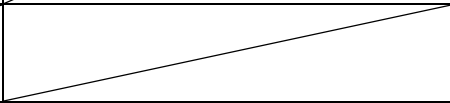
<p>四 本心が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所及び検査管理組織について年1回以上の監査を実施している。</li> <li>・監査の項目は、最新の法規制の内容を反映したものになっているなど、保安に関する法令の規定を踏まえた内容となっている。</li> <li>・監査時には、前回監査における指摘事項について、当該事業所で改善策が実施されているか否かを確認しているほか、監査における指摘事項について当該事業所以外にも水平展開する等の取組みを行っているなど、監査が適切に実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-事業所監査計画</li> <li>-監査用チェックリスト</li> <li>-監査報告書</li> <li>-改善勧告書</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>二 事業所の体制</b></p>		
<p>経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。</p>		
<p><b>三 認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制</b></p>		
<p><b>イ 認定高度完成検査組織</b></p>		
<p>一 認定高度完成検査を実施する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>-職務分掌規程等</li> </ul> </li> </ul>



<p>二 完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>三 完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>四 完成検査組織において、工事計画書等のとおり特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>五 完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>

<p>六 完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p><b>ロ 認定高度完成検査業務</b></p>		
<p>一 完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>二 認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十九条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>三 認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>四 認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>

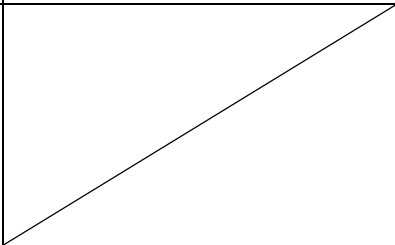
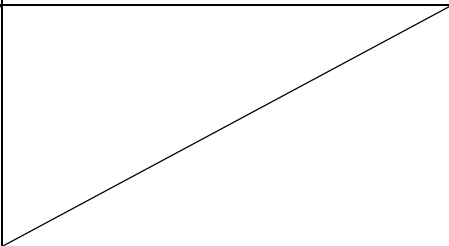
<p>活用できる体制になっていること。</p>		
<p><b>ハ 認定高度完成検査の検査管理</b></p>		
<p>一 完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>二 完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>

<p>三 完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>四 一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>五 完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>六 完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になっていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>四 認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制</p>		
<p>イ 運転を停止することなく保安検査を行うための措置</p>		
<p>一 運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。</p>	<p>・必要に応じて設備の冗長化や遮断装置の電子回路の見直し等を実施するなど、適</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書であつて例えば以下のもの</p>

<p>二 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。</p>	<p>切な設備改善が行われている。</p>	<p>-連続運転期間に応じた運転中保安検査の措置に関する文書及び資料</p>
<p>三 運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの作業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安検査、それ以外の自主的な検査の区分けが明確になっており、自主的な検査の記録類を保安検査にも活用できる体制となっている。</li> <li>・運転中検査の方法や手順が定められ、運転中保安検査時の安全管理体制が構築されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-認定保安検査組織及び検査業務を示す文書及び資料</li> <li>-認定保安検査規程</li> <li>-検査組織員リスト</li> <li>-検査記録</li> <li>-検査設備の管理台帳</li> </ul>
<p><b>ロ 認定高度保安検査組織</b></p>		
<p>一 認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査組織の検査は、設備管理部門の検査等に関するチェックが有効に機能する体制となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの</li> <li>-連続運転期間に応じた運転中保安検査の措置に関する文書及び資料</li> </ul>
<p>二 保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>-認定保安検査組織及び検査業務を示す文書及び資料</li> <li>-認定保安検査規程</li> <li>-検査組織員リスト</li> <li>-検査記録</li> <li>-検査設備の管理台帳</li> </ul>
<p>三 保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な</p>		

非破壊検査技術に関する資格を有していること。		
<b>ハ 認定高度保安検査業務</b>		
一 保安検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二 認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三 認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四 認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
<b>ニ 認定高度保安検査の検査管理</b>		

<p>一 保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>二 保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>三 保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>

<p>四 一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>五 保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>六 保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。</p>	<p>・左記の要求事項のとおり。</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
<p><b>3 サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保</b></p>		
<p>サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。</p>	<p>・以下の1～3の対応を行っている。</p> <p>1 生産管理システム又はプラント制御システム（以下「対象システム」という。）のサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築</p> <p>(1) 対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されている。具体的に</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書であつて、例えば以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-対象システムを含むサイバーセキュリティ対策の基本方針をまとめた規程</li> <li>-組織規程</li> </ul>



	<p>は、以下の対応を行っている。</p> <p>① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムを含むサイバーセキュリティ対策について、取り組む目的や方向性、経営層によるコミットメント、体制、定期的な評価・見直し等を含む基本方針が定められ、文書化されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン</li> <li>-石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準</li> <li>-工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン</li> </ul> <p>② 基本方針を組織内に伝達している。</p> <p>(2) 対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。具体的には以下の対応を行っている。</p> <p>① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-石油分野における情報セキュリティ確保に</li> </ul>	
--	---	--

	<p>係る安全ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準</li> <li>-工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン</li> </ul>	
	<p>2 対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施</p> <p>対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。具体的には、以下の対応を行っている。</p> <p>① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン</li> <li>-石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準</li> <li>-工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン</li> </ul>	<p>・要件を満足することを示した説明文書</p>
	<p>3 継続的改善の実施</p> <p>(1) 対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価してい</p>	<p>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</p>

	<p>る。具体的には、以下の対応を行っている。</p> <p>① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン</li> <li>-石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準</li> <li>-工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン</li> </ul> <p>(2) 自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。具体的には、以下の対応を行っている。</p> <p>① 以下いずれかのガイドラインを参考に、自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン</li> <li>-石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-基本方針に基づき設定した取り組みの達成状況等が分かるもの</li> <li>-監査記録又は自己評価結果</li> <li>-対象システムを含むサイバーセキュリティ対策の基本方針をまとめた規程（改定版）</li> <li>-組織規程（改定版）</li> </ul>
--	--	---

	<p>-工場システムにおける サイバー・フィジカ ル・セキュリティ対策 ガイドライン</p>	
	<p>・サイバーセキュリティ対策 は、特に高圧ガスに起因す る爆発・火災事故、毒性ガ スの大量漏えい等の災害を 防止することを重視したも のとなっている。</p>	<p>・要件を満足することを示した説 明文書</p>

(4) 認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
第一章 総則 (略)		
第二章 保安管理システムに係る一般要求事項		
第五条 (保安管理方針)		
事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、次に掲げる要件を満たす保安管理方針を明確に定め、文書化するとともに、それを公開する体制を整備しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本社の保安管理基本方針を踏まえて、事業所の保安管理基本方針が作成されている。</li> <li>・ 事業所の保安管理方針について、事業所長が保安管理システムの実行、事故の予防、特定要求事項の遵守に対して責任を有する旨が規定されているほか、1号、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安管理方針</li> <li>・ 保安管理方針を公開する方法を示した説明文書</li> </ul>
一 事業所の活動、規模及び製造工程の内容並びに保安に影響を与える危険源に応じて適切であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所長は保安管理方針についてすべての就業者（協力会社等の従業員を含む。）に対して、ホームページ、ハンドブック等に掲載する等、十分な周知を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安管理方針が要求を満足していることを示した説明文書</li> </ul>
二 次に掲げる事項を誓約するものであること。		
イ 保安管理システムの継続的改善及び事故の予防に関する活動を行うこと。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
ロ 特定要求事項を遵守すること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
三 事業所全般の保安管理目標を設定し、見直し手順を含むこと。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安管理目標の設定（具体例）及び見直しの手順が方針に含まれることを示した説明文書</li> </ul>
四 全ての就業者に周知され、理解されるとともに、適切に実施され、維持向上されること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業者への周知の方法、理解度の評価、維持向上の手段等を示した説明文書</li> </ul>
第三章 計画		
第六条 (保安に影響を与える危険源)		
事業所は、製造工程、設備、運転等における、保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立し、かつ、維持しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定常時及び非定常時の危険源の特定に係る手順等を記載した規程・要領類が整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの</li> <li>- 定常時・非定常時のリスクアセスメントの手順書</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険源を特定する計画書を策定し、危険度の高いものからリスクを軽減する等重大事故に繋がる可能性が高い設備・プロセスを優先し、計画的にリスクアセスメントを実施するとともに適切なリスク低減策が講じられている。</li> <li>・リスクの解析及び評価が適切な手法で実施されている。</li> <li>・事業所内外の事故情報等を踏まえて危険源の特定に係る手法等を再評価して定期的に見直しを行っているなど、危険源を最新にする体制が構築されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-リスクアセスメント実施計画及び実施記録等</li> <li>-事業所内外の重大事故等を踏まえて実施したリスクアセスメントの検証結果及びその対応状況</li> </ul>
2 事業所は、危険源に関する情報を最新のものとしなければならない。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(事業所としての) 危険源に関する情報が最新のものとなっていることを示した説明文書</li> </ul>
<b>第七条 (特定要求事項)</b>		
事業所は、特定要求事項について保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知することを可能とするための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定要求事項が明確で分かりやすく整理されており、関係者が容易にアクセスできる。</li> <li>・協力会社員を含むすべての従業員に周知できる体制になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定要求事項をわかりやすく説明するための文書を作成し、整理、保存されていることを示した説明文書</li> </ul>
<b>第八条 (保安管理目標)</b>		
事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の保安管理方針及び 本社の保安管理目標を踏まえて事業所の保安管理目標・部門目標等が作成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの</li> <li>-事業所の保安管理目標</li> </ul>
2 事業所長は、保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には、保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安管理目標は、保安に影響を与える危険源及び特定要求事項等を踏まえた設定及び見直しが行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの</li> <li>-第1項の保安管理目標に対し、各部門でブレークダウンした保安管理目標の具体的内容及びその説明文書</li> </ul>
3 保安管理活動を行う部門又は組織は、保安管理目標を踏まえ、必		

<p>要に応じて、それぞれの保安全管理目標を設定し、文書化し、かつ、維持しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>-各部門の保安全管理目標</li> <li>-各部門の保安全管理目標の見直し実績</li> </ul>
<p>4 保安全管理活動を行う部門又は組織は、保安全管理目標の設定又は見直しを行う場合には、保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮しなければならない。</p>		
<p><b>第九条（保安全管理計画）</b></p>		
<p>事業所は、保安全管理目標を達成するための手段、責任の所在及び作業の予定を含む保安全管理計画を策定し、かつ、維持しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安全管理目標を達成するための保安全管理計画の策定、実施、評価の手順が明確になっている。</li> <li>・事業所内で保安全管理計画を検討する責任体制としての会議体等が明確になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-事業所の年度の保安全管理計画</li> <li>-一部の年度の保安全管理計画</li> <li>-課の年度の保安全管理計画等</li> <li>-保安全管理体制の定期的見直しを行うための管理表等</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>第四章 実施及び運用</b></p>		
<p><b>第十条（体制及び役割等）</b></p>		
<p>事業所長は、保安全管理システムの実施に不可欠な資源を用意し、かつ、配分しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源配分に対する事業所長の考え方に基づいて、保安関連の設備改善や維持に関する予算等の資源が配分されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-資源の用意及び配分に対する方針（考え方）を示した説明文書</li> <li>-事業所長の設備面、人材面での資源配分の方針（考え方）</li> </ul> </li> </ul>
<p>2 事業所は、保安全管理計画を実施し、及び運用するため、事業所の体制及び役割等に関する次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。</p>		
<p>一 事業所全般に関する事項</p>		
<p>イ 事業所の体制</p>		
<p>(1) 保安全管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者）にあつては、保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-保安全管理組織図等</li> </ul> </li> </ul>

<p>安管理部門。以下同じ。)、設備管理を担当する組織(同表の適用を受ける認定高度保安実施者にあつては、設備管理部門。以下同じ。)及び運転管理を担当する組織(同表の適用を受ける認定高度保安実施者にあつては、運転管理部門。以下同じ。)(以下これらを「管理担当組織」と総称する。)を設置するとともに、各管理担当組織の長を他の管理担当組織の長以外の者から選任すること。</p>		<p>-業務分掌規程等 -危害予防規程</p>
<p>(2) 各管理担当組織の業務範囲及び責任の所在を定めること。</p>		
<p>(3) 事業所の管理者と高圧ガス保安法及びこれに基づく命令に定める管理者との間的確な対応関係、並びにそれらに係る責任、権限及び指揮命令系統を定めること。</p>		
<p>ロ 事業所の役割</p>		
<p>(1) 事業所の保安管理活動を行う全ての事業者が、危険予知を行う活動、保安管理に係る改善策の提案を行う活動等に参加すること等により、継続的改善に協力する体制を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての事業者(協力会社の従業員を含む。)は、危険予知を行う活動、保安管理に係る改善策の提案を行う活動等に積極的に参加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であつて例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-危険予知活動の記録</li> <li>-ヒヤリハット事例の実施記録</li> <li>-改善提案制度の記録</li> <li>-小集団活動</li> <li>-TPM活動の記録</li> </ul> </li> </ul>
<p>(2) 危険源を特定し、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を適切に実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアセスメントの結果に応じた適切なリスク低減策が講じられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であつて例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-リスク低減策の実施結果と実施後のリスクの状況</li> </ul> </li> </ul>



<p>(3) 日常的な作業以外の作業を実施する際の責任の所在を明確にし、かつ、当該作業の実施体制を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常作業の定義が明確であり、特に非常時と非常作業の区別が具体的にになっている。</li> <li>・非常作業の責任と作業体制が定められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの</li> <li>-非常作業規程</li> <li>-非常作業指示書</li> </ul>
<p>(4) 変更管理の対象となる変更の適切な範囲及び変更管理の適切な手順を定めていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更管理の範囲や手順が明確に定められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更管理の方法及び変更管理の具体例を示した説明文書</li> <li>-変更管理規程</li> <li>-変更管理指示書</li> <li>-リスク評価及び低減策を含む変更管理実施記録、チェックリスト</li> </ul>
<p>(5) 製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連文書の見直し手続きが明確となっている。</li> <li>・関連文書の見直しが適確に実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの</li> <li>-関連文書の見直し手続きに関する規程</li> <li>-新増設等の場合の運転マニュアル、プロセスフロー図（P&amp;ID）、機器台帳等の見直し実績</li> </ul>
<p>(6) 事業所内で発生した事故その他危険な状態の原因を究明すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故その他危険な状態の定義が明確になっている。</li> <li>・事故その他危険な状態の原因究明、再発防止対策等の検討体制及び対策の実施体制が明確になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p>ハ 管理担当組織の長の資格 各管理担当組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理担当組織の長が（1）又は（2）の要件を満たしていることを示した説明文書</li> </ul>
<p>(1) 経験十年以上（本社又は事業所等における管理担当組織の経験年数を通算する。） で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者</p>		

<p>(冷凍保安規則別表第五の適用を受ける認定高度保安実施者にあつては、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者、コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者が同令第三十四条第一項に定める特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。)</p>		
<p>(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p>		
<p>二 保安管理を担当する組織に関する事項</p>		
<p>イ 保安管理を担当する組織の体制</p>		
<p>(1) 保安管理を担当する組織の意見を設備管理及び運転管理に十分に反映する体制を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安管理部門の意見を反映する会議体が明確となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p>(2) 最新の保安に関する技術情報、高圧ガスに係る事故情報その他の社内外の保安関連情報を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成等に有効に活用する体制を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の特徴を捉え、事故情報の収集及び活用を行っている。</li> <li>事故情報を適確に収集し、規程・基準類を改定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満足することを示した説明文書であつて例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-保安情報収集フロー</li> <li>-事故情報データベース</li> <li>-規程・基準類改定事例</li> </ul> </li> </ul>
<p>(3) 収集した事業所内外の事故情報を類似事故防止対策に活用する体制を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の直接原因及び間接原因を的確に究明し水平展開を行うなど、再発防止対策を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満足することを示した説明文書であつて例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-事故対策委員会規程及び議事録</li> <li>-類似事故の再発防止策の実績</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故情報を一元管理し、全ての従業員に公開している。</li> </ul>	
ロ 保安管理を担当する組織の長の役割		
(1) 保安管理を担当する組織の長は、事業所の認定に関する業務を統括し、その責任者となること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-業務分掌規程等</li> </ul> </li> </ul>
(2) 保安管理を担当する組織の長は、事業所長に対し、必要に応じて、保安管理全般（特に保安に関する予算及び教育訓練計画）に関し意見具申すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安管理部門長が事業所の保安に関して意見具申を行い、保安レベルの向上を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
ハ 保安管理を担当する組織の要件 保安管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安管理部門資格取得一覧表</li> </ul>
三 運転管理を担当する組織に関する事項		
イ 運転管理を担当する組織の体制 運転員の交替及び引継ぎに関する体制を整備すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交代・引き継ぎの方法が明確になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
ロ 運転管理を担当する組織の役割 運転状態を監視するため、高圧ガス設備について、目視又は検査機器による検査の方法を定め、か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェック項目を定めるなど、日常検査の方法が明確に定められている。</li> <li>・日常検査について、運転管理部門と設備管理部門の役割分担が明確になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-日常検査の方針を示す資料</li> <li>-検査方法、検査頻度、検査対象、検査実施者と確認者について示す文書</li> </ul> </li> </ul>

つ、当該方法により検査を行うこと。		
ハ 運転管理を担当する組織の要件 運転管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四 設備管理を担当する組織に関する事項		
イ 設備管理を担当する組織の体制		
(1) 運転管理を担当する組織と工事を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定事業所にあつては、工事担当部門）との引継ぎ及び引渡しに関する体制を整備すること。	・工事の開始及び完了時における引き継ぎ及び引き渡しに係る部門間の責任の所在は明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書
(2) 着工手順、火気使用作業、高所作業、槽内作業その他の工事管理に関する体制を整備すること。	・着工手順、火気使用作業、高所作業、槽内作業などの工事管理体制は明確になっている。 ・工務業務を委託している場合、責任の所在を明確にしている。	・要件を満足することを示した説明文書
ロ 設備管理を担当する組織の役割		
(1) 設備補修に係る計画に沿って定期的に又は現場からの要請を受けて、高圧ガス設備について、目視又は検査機器による検査の方法を定め、かつ、当該方法により検査を行うこと。	・法令で定める検査以外の自主的な検査も含めて、検査方法及び計画に関する規程・基準類が整備されている。 ・運転管理部門からの情報を設備管理部門における検査計画に適切に反映している。	・要件を満足することを示した説明文書であつて例えば以下のもの -設備補修に係る計画に沿って設備管理部門が行う検査の考え方が明確になっている文書 -検査方法、検査頻度、検査対象、検査実施者と確認者について

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の特徴に応じた事情を踏まえた検査計画となっている。</li> </ul>	<p>て示す文書・補修計画等と実績を示す資料</p>
<p>(2) 製造施設の新設、増設、変更にあたっての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に配慮すべき事項を定めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設、増設等に当たっての配慮事項は明確であり、規程基準類が整備されている。</li> <li>・事業所の特徴に応じて配慮すべき事項が明確となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p>ハ 設備管理を担当する組織の要件</p> <p>設備管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p>五 協力会社に関する事項</p>		
<p>イ 作業範囲及び責任の所在に関する事項を定めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内部門と協力会社との責任分担が明確になっている。</li> <li>・協力会社の選定及び評価の内容や手続きが明確になっている。</li> <li>・事業所内と同様に協力会社に対しても事業所の特徴を踏まえた教育訓練が実施されている。</li> <li>・協力会社協議会活動が保安確保のために有効に活用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p>ロ 協力会社の選定に関する事項を定めること。</p>		
<p>ハ 協力会社従業員の教育訓練等に関する事項を定めること。</p>		
<p>ニ 複数の協力会社を使用する場合にあつては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項を定めること</p> <p>（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。</p>		

<p>ホ 協力会社に対し、保安管理システムに関する手順及び要求事項を伝達すること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力会社に対し、協力会社に関連する部分の保安管理システムに関する手順及び要求事項を伝達していることを示した説明文書</li> </ul>
<p>ヘ その他協力会社の管理に関する事項を定めること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p>六 機器の寿命管理に関する事項</p>		
<p>イ 文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録の解析及び評価結果を踏まえて、機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した適切な寿命管理を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の寿命管理は、次のことを配慮している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①網羅性は確保されている。</li> <li>②予見性が充実している。</li> <li>③管理性は適切である。</li> </ul> </li> <li>・運転条件の変更等を考慮して、機器の寿命を見直している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寿命管理についての基本的考え方を示した説明文書</li> </ul>
<p>ロ イの寿命管理の結果を次に掲げる事項に活用すること。</p>		
<p>(1) 連続運転期間に応じた適切な設備改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の特徴を考慮し、タイムベース、コンディションベース、リスクベース等の考え方を適切に採用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な改善箇所、理由、過去の改善実績（効果等を含む。）を示した説明文書</li> </ul>
<p>(2) 補修の要否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続運転のために配慮した事項は明確である。</li> <li>・連続運転期間中は個別設備ごとに対応が明確になっている。</li> <li>・寿命管理の結果を補修の要否に活用している。</li> <li>・設備改善の箇所、改善内容、改善理由が明確になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補修要否についての考え方（判定基準等を含む。）を示す説明文書</li> <li>・機器の寿命管理の対象を明確に示す文書</li> </ul>
<p>七 開放検査体制に関する事項</p>		
<p>イ 開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項を定めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐食、劣化損傷の状態を踏まえて開放検査の方法等を見直している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開放検査の周期又は時期の設定方法の詳細について示した説明文書</li> </ul>
<p>ロ 開放検査方法に関する事項を定めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転条件、開放検査結果、事件事例等に基づき関係部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開放検査に関する具体的な検査方法を示した説明文書</li> </ul>

ハ 各機器の取替え時期の決定に関する事項を定めること。	門が協議し、開放検査周期等を適切に見直している。 ・機器の更新時期に関する判断基準は明確となっている。	・各機器の取替え時期等についての考え方（取替基準等を含む。）を示した説明文書
ニ その他開放検査の実施に当たって必要な事項を定めること。		・その他開放検査実施に当たって配慮している事項について示した説明文書
八 検査記録等の活用に関する事項 保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、必要に応じて、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等に活用すること。	・検査記録を活用して自主的に検査範囲の拡大や検査方法の改善等を行っている。 ・記録を効率的に施設の新設・変更、運転管理、検査等に活用している。	・解析の実施体制及び活用例を示した説明文書
3 事業者は、前項に掲げる事項を文書化し、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に周知しなければならない。	・前項に掲げる事項について、従業員の保安管理活動に対する関与の度合い、職種・職階等に応じて、必要なレベルの情報を周知している。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下の -イントラネットでの周知状況
<b>第十一条（教育訓練）</b>		
事業所は、教育訓練の必要性を明確にし、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に、適切な教育訓練を実施しなければならない。	・事業所は、従業員の年齢構成、人数、配置等の事業所の特徴や課題を踏まえた教育訓練を実施している。	・要件を満足することを示した説明文書 -教育訓練の方針と内容が明確になっている文書
2 事業所は、保安管理活動を行う部門又は組織において、それぞれの就業者に次に掲げる事項を周知徹底する手順を確立し、維持しなければならない。	・事業所は、職制に応じた教育訓練を実施している。 ・事業所は、内外の事故や新たな知見等を踏まえて、教育訓練計画を見直している。	
一 保安管理方針その他の保安管理システムの要求事項に適合することの重要性に関する事項	・事業所は、事業所の特徴を踏まえた機材を活用して教育訓練を行っている。	・要件を満足することを示した説明文書
二 保安に係る情報に関する事項		
三 規程・基準類の遵守の徹底に関する事項		
四 緊急時対応訓練その他の防災訓練に関する事項		

五 特定要求事項の遵守に関する事項		
六 その他教育訓練全般について必要な事項		
3 事業所は、教育訓練用資機材を保有又は調達し、有効に活用しなければならない。		<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満足することを示した説明文書で例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-現場体験が模擬できるようにした教育訓練の資機材の内容を示す資料</li> </ul> </li> </ul>
<b>第十二条（情報の連絡及び収集）</b>		
事業所は、情報の連絡及び収集に関する次に掲げる事項の手順を確立し、かつ、維持しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内の保安全管理活動を行う部門（特に各管理担当組織）、組織間での連絡会議が開催されるなど、横断的なコミュニケーションが図られている。</li> <li>関係官庁、近隣の事業所、地域住民等に対し、積極的に情報の提供を実施している。</li> </ul>	
一 事業所内の保安全管理活動を行う部門又は組織の間の情報の連絡		<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満足することを示した説明文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>-事業所内の各種会議体に関する文書及び実施内容が分かる資料</li> </ul> </li> </ul>
二 関係官庁、保安上密接な関係を有する事業所、地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集（寄せられた情報への対応を含む。）状況を示した説明文書</li> </ul>
<b>第十三条（保安全管理システムに関する文書の作成及び管理）</b>		
事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる情報を文書化し、かつ、維持しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	
一 規程・基準類の体系を記述した情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>体系図、規程類台帳、規程類・文書保存システム等</li> </ul>
二 保安全管理システムに関する文書の所在を示す情報		
2 事業所は、保安全管理システムに関する文書の作成、評価及び見直しに関する体制、責任及び手順を確立し、かつ、維持しなければならない。		<ul style="list-style-type: none"> <li>保安全管理システムに関する文書の作成、評価、見直し手順を示した説明文書</li> </ul>



<p>3 事業所は、文書を読みやすく作成し、かつ、文書の作成又は見直しが行われた日付を容易に識別できるように、適切な順序により所定の期間保管しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>文書作成及び保存方法、文書の改訂履歴の管理方法を示した説明文書及び文書の保管期限の具体例</li> </ul>
<p>4 事業所は、次に掲げる事項を確実に実施するため、文書を管理する手順を確立し、かつ、維持しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p>一 文書の所在について、保安管理活動を行う全ての事業者が容易に了知できること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>保安管理活動を行う全ての事業者が、関連する文書の所在（例えば協力会社であれば、協力会社に関連する文書の所在）について容易に解る体制となっていることを示した説明文書</li> </ul>
<p>二 文書が定期的に評価され、必要に応じて見直され、かつ、所定の責任者によって当該文書が妥当であることが承認されること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に見直された文書が適切な責任者によって、承認されていることを示した説明文書</li> </ul>
<p>三 事業所の保安管理活動を行う全ての部署において、最新の規程・基準類その他の文書が利用できること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>規程・基準類、その他文書の最新版管理状況を示した説明文書</li> </ul>
<p>四 効力が失われた文書は、それを作成し若しくは使用する全ての部署から速やかに廃棄され、又は誤った使用を防止する措置がとられること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>失効文書の廃棄方法及び旧版文書の管理方法を示した説明文書</li> </ul>
<p>五 効力が失われた場合にあっても保管の必要がある文書は、その旨が適切に表示されていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満足することを示した説明文書</li> </ul>
<p><b>第十四条（記録）</b></p>		
<p>事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる事項を含む保安に関する記録を維持し及び廃</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の要求事項のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一～五号に掲げる記録の管理方法を示した説明文書</li> </ul>

<p>棄するための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。</p> <p>一 保安検査その他の検査の記録</p> <p>二 機器ごとの保全記録</p> <p>三 運転記録</p> <p>四 教育・訓練の記録</p> <p>五 監査及び見直しの結果の記録</p>		
<p>2 事業所は、保安に関する記録を読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管し、維持しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な記録管理状況及び保存期間等を示した説明文書</li> </ul>
<p>3 事業所は、保安に関する記録の所定の保管期限を定め、かつ、当該期間を記録しなければならない。</p>		
<p>4 事業所は、保安に関する記録を保安管理システムの要求事項に適合していることを証明する手段として作成し、かつ、維持しなければならない。</p>		
<p><b>第十五条（緊急事態への準備及び対応）</b></p>		
<p>事業所は、緊急事態を想定し、それが保安に与える影響を予防し又は緩和するための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態の定義は明確になっている。</li> <li>・想定している緊急事態（夜間、休日等に発生する場合を含む。）に応じて、事前に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態が発生した場合の体制の評価、見直し手順の概略を示した説明文書及び評価、見直しを実施した場合の具体例</li> </ul>
<p>2 事業所は、緊急事態の解除後には、緊急事態への準備及び対応の手順を評価し、かつ、必要に応じて見直さなければならない。</p>	<p>可能な範囲で保安に与える影響を軽減するための対策を講じているとともに、緊急事態が発生した際の初動</p>	
<p>3 事業所は、緊急時対応訓練を定期的に実施しなければならない。</p>	<p>体制や影響を軽減するための対応が明確となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練計画、実施実績等を示した説明文書</li> </ul>
<p>4 事業所は、防災管理に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類を整備し、かつ、防災管理を適切</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な訓練の実施により、緊急事態への対応方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災管理に対して第一号～第九号に関する説明文書</li> </ul>

<p>に実施する体制を明確にしなければならぬ。</p>	<p>が事業所内で共有されている。</p>	
<p>一 災害対策本部（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項</p>		
<p>二 防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項</p>		
<p>三 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項</p>		
<p>四 緊急停止に関する事項</p>		
<p>五 関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項</p>		
<p>六 夜間、休日等の緊急呼出し体制（協力会社の従業員の緊急呼出し体制を含む。）に関する事項</p>		
<p>七 保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項（コンビナート等保安規則別表第九又は別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）</p>		
<p>八 導管に係る災害の防止に関する事項（液化石油ガス保安規則別表第六、一般高圧ガス保安規則別表第六又はコンビナート等保安規則別表第九若しくは別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）</p>		
<p>九 その他防災管理に関する事項</p>		

<p>5 事業所は、冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平成26年5月21日付け20140519 商局第1号）等の通知文書の対象となる既存の設備等に対して、耐震性向上のための対策として、耐震性能の評価を行っているか、速やかに評価を行う予定となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震対策に関する説明文書</li> </ul>
<p><b>第五章 評価及び監査</b></p>		
<p><b>第十六条（実施状況の調査及び評価）</b></p>		
<p>事業所は、日常的又は定期的に保安管理活動の実施状況を調査及び評価するための手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所は、保安管理活動の実施状況を、指標を用いて測定し、その測定結果から現在の実施状況がどの程度進んでいるかを分析・判定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査・評価の手順を示した説明文書及び規程類</li> </ul>
<p>2 事業所は、前項の調査及び評価を行うに当たって、次に掲げる事項を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の特徴に応じて、定性的又は定量的な評価指標が分かり易く設定され、測定可能なものになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価指標の具体例及び保安管理目標の達成度の調査及び評価について示した説明文書</li> </ul>
<p>一 事業所の必要に応じた定性的又は定量的な評価指標</p>		
<p>二 保安管理目標の達成度</p>		
<p>三 保安管理計画を実施及び運用するための規程・基準類並びに特定要求事項を遵守していることを確認する手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所は、保安管理活動を評価するために収集されている資料や情報が一覧できる形でまとめているほか、保安管理活動に関する資料や情報を定期的に更新するなど、当該調査及び評価を適切に実施できるように必要な情報が確実に収集される体制を構築している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程・基準類及び特定要求事項を遵守していることを確認するための方法を示した説明文書</li> </ul>
<p>四 是正措置の必要性及び妥当性に係る判断の根拠となる調査及び評価の記録を作成する手段</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>是正措置及び予防措置の必要性とその妥当性を判断した根拠を記録する方法を示した説明文書</li> </ul>
<p>3 事業所は、第一項の調査及び評価を適切に行うために必要な情報を確実に収集しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>評価及び調査を適切に実施するために必要な情報の収集について示した説明文書</li> </ul>
<p><b>第十七条（保安管理システムの監査）</b></p>		

<p>事業所は、監査を効果的に行うため、実施すべき監査の計画及び手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。この場合においては、複数の監査の計画を策定することを妨げない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所は、保安管理活動及びそれに関連する結果が保安管理システムに適合しているかどうか、保安管理システム全体が効果的に働いているかどうかを事業所内部で客観的に判断するための監査を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査計画が保安上の重要性と前回の監査結果を踏まえて作成されていることを示した説明文書及び監査方法を示した説明文書</li> </ul>
<p>2 事業所は、保安管理活動の保安上の重要性及び前回の監査の結果を踏まえて、次に掲げる事項を含む監査の計画を策定しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第十六条の調査及び評価を踏まえた監査計画が策定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査計画の例及び事業所長及び本社に監査結果を報告していることを示した説明文書</li> </ul>
<p>一 監査の対象範囲及び方法その他監査の手順に関する事項</p>		
<p>二 監査の結果を事業所長及び本社に報告するための体制に関する事項</p>		
<p>三 監査の実施の責任の所在に関する事項</p>		
<p>3 事業所は、監査の計画に従って、監査を一年に一回以上実施しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査実績又は監査記録の具体例</li> </ul>
<p>4 事業所は、監査を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査を適切に実施するために必要な情報の収集について示した説明文書</li> </ul>
<p><b>第六章 是正及び見直し</b></p>		
<p><b>第十八条（不適合の調査及び是正措置）</b></p>		
<p>事業所は、保安管理活動の実施状況の調査及び評価を踏まえ、不適合を明らかにし、当該不適合による保安への影響を緩和するための措置を実施しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所は保安管理活動の実施状況の調査及び評価を踏まえて不適合を明らかにし、保安に与える影響を緩和するため、必要に応じて規程・基準類の見直しを行うなど、予防措置及び是正措置を適切に実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合の調査、緩和措置、是正措置及び予防措置の実施方法を示した説明文書、規程類又は具体例</li> </ul>
<p>2 事業所は、前項の不適合を是正する措置を実施しなければならない。</p>		
<p>3 事業所は、前二項の措置を実施する責任及び権限を定める手順を</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合の調査、緩和措置、是正措置及び予防措置の実施に伴う</li> </ul>

<p>確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。</p>		<p>責任及び権限について示した説明文書及び規程・基準類 又は具体例</p>
<p>4 事業所は、必要に応じて、是正措置に係る規程・基準類の見直しを行い、かつ、記録しなければならない。</p>		<p>・是正措置及び予防措置に伴い、見直した規程・基準類又は具体例</p>
<p>5 事業所は、不適合の調査及び是正措置を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。</p>		<p>・不適合の調査並びに是正措置及び予防措置を適切に実施するために必要な情報の収集について示した説明文書</p>
<p><b>第十九条（事業所長による見直し）</b></p>		
<p>事業所長は、保安管理システムが適切かつ確実に機能するよう、一年に一回以上保安管理システムの評価を行うとともに、当該評価及び監査の結果、周囲の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、保安管理方針その他の保安管理システムの要素を見直さなければならない。</p>	<p>・事業所長による年に1回以上の評価と見直しの手順が定められ、事業所所長に必要な情報が提供され、必要に応じて保安管理システムの見直しが適切に実施されている。</p>	<p>・事業所長による見直しの方法を示した説明文書及び見直し等の具体例</p>
<p>2 事業所は、事業所長による評価及び見直しの過程を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。</p>		
<p>3 事業所は、事業所長による評価及び見直しを適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。</p>		<p>・事業所長の評価及び見直しに必要な情報の収集について示した説明文書</p>

### 3. 特定認定高度保安実施者の認定の基準の詳細について

冷凍則第 55 条の 3 第 3 項及び第 4 項、液石則第 92 条の 7 の 3 第 3 項及び第 4 項、一般則第 94 条の 7 の 3 第 3 項及び第 4 項並びにコンビ則第 49 条の 7 の 3 第 3 項及び第 4 項で定める特定認定高度保安実施者の認定の基準について、各基準への適合性を確認する際の評価の視点及び確認する書類の例を下記のとおり定める。

なお、評価の視点及び確認する書類の例に記載する事項は例示であり、各基準への適合性の判断は、申請者の個別の事情を踏まえて行うものとする。

#### (1) 冷凍則第 55 条の 3 第 3 項、液石則第 92 条の 7 の 3 第 3 項、一般則第 94 条の 7 の 3 第 3 項、コンビ則第 49 条の 7 の 3 第 3 項について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
一 危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアセスメントの実施体制が明確になっている。</li> <li>・リスクアセスメントにおいて、保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織が参加する実施プロセス及びその役割が明確になっている。</li> <li>・リスクアセスメント結果及びリスク低減策について、リスクランクに応じた承認者が明確になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</li> <li>-リスクアセスメントの実施体制（実施者、リスクランクごとの承認者を含む。）</li> </ul>
	<p>&lt;社内資格&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格者に必要な知識及び経験が明確になっている。</li> <li>・資格取得のための養成カリキュラムにリスクアセスメントに関する専門知識、実施方法等が明確になっている。</li> <li>・各資格の取得基準が明確になっている。</li> </ul> <p>&lt;社外資格&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な社外資格が明確になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</li> <li>-リスクアセスメントに係る社内外の資格の活用状況及び資格取得者数</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非定常時の作業、工程、運転等のリスクアセスメントを実施する対象が明確になっている。</li> <li>・非定常時のリスクアセスメントの対象は、リスク評価の重大性等を考慮して決定している。</li> </ul> <p>例) 想定される非定常時に対して、オペレーターによる緊急時操作や保安設備による自動停止の不備などが重大災害になりうる可能性を考慮して、リスク評価を計画、実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-非定常時のリスクアセスメントの対象施設一覧</li> <li>-非定常時のリスクアセスメントの実施結果</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各リスクアセスメントの実施計画、又は規程等に、具体的に見直す時期やインターバル等が明確になっている。</li> <li>・見直しの実施体制・方法が明確になっているとともに、新たなリスク抽出のための工夫が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-危険源の抽出に関する見直し状況（リスク抽出のための工夫を含む。）</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更管理の対象が明確になっており、変更管理におけるリスクアセスメントが実施され、リスクレベルに応じたリスク低減策が実行されている。</li> <li>・変更管理のレベル、リスクレベルに応じた承認体制が明確になっている。</li> <li>・リスクアセスメント当事者以外の内部組織の第三者による確認が明確になってい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-変更管理の対象及びリスク低減対策の実施状況（第三者による確認を含む。）</li> </ul> </li> </ul>



	るとともに、実行されている。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクレベルに応じたリスク管理の方法（リスク低減策を含むリスクの管理方法、承認者など）が明確になっている。</li> <li>・事業所内外の事故情報等を踏まえたリスク低減策の再評価及び見直しが行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-許容リスクなどを定めた基準</li> <li>-リスクレベルに応じたリスク低減対策の実施状況</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアセスメント結果が他部署と情報共有されている。</li> <li>・共有されたリスクアセスメント結果を踏まえ、各部署におけるリスク低減策の見直し等が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-リスクアセスメント結果の共有や水平展開事例</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク低減対策及び対策後のリスクが、評価・承認プロセスに則り、評価・承認されている。</li> <li>・リスクアセスメントについて、リスク評価の重大性に応じて、リスク低減策に不足した点がないことを確認し、見直しが実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-リスク低減対策及び対策後のリスクランクの評価及び承認結果</li> </ul> </li> </ul>
二 従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火炎を実際に消火する消火訓練、泡消火の実践訓練、水噴霧効果体感訓練、輻射熱体感訓練などを計画的に実施している、又は、計画的に参加させている。</li> <li>・シナリオレス訓練など、より実践的な訓練を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-緊急時対応訓練の計画、訓練結果</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の施設、取扱い物質に応じたリスクシナリオが策定されている。</li> <li>・事故が発生した場合のリスクの軽減のための計画が制定され、これらに基づいて定期的に緊急時訓練を実施している。</li> <li>・訓練結果について、評価を行い、課題、問題点等について適切に改善が実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-防消火の指針及び想定リスクシナリオ</li> <li>-上記に基づく訓練結果</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画が策定されている。</li> <li>・カリキュラムには、基礎講座、事例紹介、実践講座等が含まれている。</li> <li>・リスクアセスメント教育の中に社内資格等が明確に位置づけられている。</li> <li>・リスクアセスメント教育の結果が評価され、受講者、カリキュラムの内容などのフォロー、見直しを実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画</li> <li>-リスクアセスメント教育実施結果及び評価</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務のミッション、必要な能力及び技術を明確にしたスキルマップやコンピテンシーマップなどが作成されている。</li> <li>・技術伝承等の教育カリキュラムを明確にするとともに、計画・実施している。</li> <li>・問題解決教育及び事故事例教育等にかかる専門知識、教育カリキュラムを明確にするとともに、エンジニア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-エンジニア育成及び技術伝承等の教育カリキュラム（問題解決教育及び事故事例教育等を含む。）及び計画</li> </ul> </li> </ul>

	<p>教育を計画・実施している。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3管理部門（保安管理、運転管理、設備管理）等において若手エンジニア教育計画を作成されている。</li> <li>・教育を実施するとともに、結果の評価を行い、受講者やカリキュラムの内容などのフォロー、見直し等が実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-若手エンジニアの教育計画及び教育実施結果</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熟練従業員が教育訓練において資格制度（マスター社員制度など）、講師、技術指導など役割、位置づけが明確にされている。</li> <li>・教育計画において技術伝承に関する教育が明確になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-技術伝承に関する教育計画</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理、設備管理など必要な力量（知識、技術など）が明確になったスキルマップ等が作成されている。</li> <li>・個人ごとに教育計画が作成され、実施されている。</li> <li>・教育実施結果が評価され、適切にフォローが実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-業務に応じた必要な力量を示したスキルマップ</li> <li>-個人の必要能力に応じた教育計画</li> <li>-上記に基づく教育実施結果</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模擬プラント等による実習プラント教育又は危険体感教育等を計画的に実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-模擬プラントによる実習プラント教育実施結果</li> <li>-危険体感訓練等の教育実施結果</li> </ul> </li> </ul>
<p>三 第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備してお</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安管理システム（リスクアセスメントを含む。）の運用及び実施状況について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</li> </ul>

り、かつ、適切に活用していること。	<p>第三者機関の評価を受けている。</p> <p>※事業所全体でなくとも可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果、対応状況等がホームページ等で公表されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-第三者機関による保安管理システムの運用及び実施状況に関する評価結果及び評価結果を踏まえた対応</li> <li>-上記のホームページ等における公表の状況</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術などの取り組みなどを他事業所へ展開している。</li> <li>・外部講演会、学会誌、業界誌などで積極的に情報発信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</li> <li>-良好事例の他事業所への展開状況</li> <li>-上記に関する積極的な情報発信状況</li> </ul>
四 連続運転期間（運転を停止して行った前回の保安検査の日から運転停止をして行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的に保安検査の方法、保安検査及び連続運転期間等を適切に設定するための組織が明確に規定され、設置されている。</li> <li>・責任者、承認者及び設定者の必要な能力及び経験等が明確になっている。</li> <li>・保安検査の方法及び連続運転期間の設定が、設備に応じた責任者、承認者及び設定者により適切に運用されている。</li> <li>・容器及び配管等の静機器の余寿命評価と開放検査時期の設定が、供用適性評価を行うための組織又はこれと同等な組織により適切に運用されている。</li> <li>・（社内資格を活用する場合）外部資格と同じ内容のカリキュラムが策定され、資格認定の合格基準（必要な業務経験を含む。）が明確になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</li> <li>-連続運転期間等を評価する体制（組織、責任者、承認者及び設定者を含む。）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</li> <li>-責任者、承認者及び設定者に必要な能力及び経験等</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</li> <li>-承認者及び設定者の資格保有状況</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの</li> <li>-余寿命評価と開放検査時期の設定するための組織体制</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(社内資格を活用する場合)の設定が、設備に応じた責任者、承認者及び設定者により適切に運用されている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐食環境ごとに監視項目、監視方法、監視頻度等が適切に定められている。</li> <li>・対象設備の選定の条件、手順が適切に定められている。</li> <li>・腐食環境の変化及び減肉速度の変化が発生した場合の処置等に関することが適切に定められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-腐食環境の監視項目及び監視状況</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐食環境及び機器の特徴等を考慮し、損傷の分類、検査点の選定に必要な長期的な運転実績、開放検査実績に関する考え方が適切に定められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-損傷の分類等を行うための運転実績及び開放検査実績</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)の「7. 基準適用のための運用体制」における評価区分Ⅱの体制又は同等以上の体制が適切に構築され、開放検査の次回検査時期(長期)の設定が適切に実施されている。</li> <li>・腐食環境の変化、減肉速度の変化、開放検査結果、運転条件の変化、事故事例等に基づき、供用適性評価を実施し、必要に応じて適切に開放検査周期、監視項目、監視方法、監視頻度等を見直されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-供用適性評価を行うための体制</li> <li>-腐食環境の変化等に応じた供用適性評価の実施及び検査周期等の見直し結果</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本社保安管理組織が供用適性評価の結果を適切に監査し、必要に応じて指摘・改善を指示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要件を満足することを示した説明文書であつて、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>- 供用適性評価に関する本社の監査結果</li> </ul> </li> </ul>
--	---	---

(2) 冷凍則第 55 条の 3 第 4 項、液石則第 92 条の 7 の 3 第 4 項、一般則第 94 条の 7 の 3 第 4 項、コンビ則第 49 条の 7 の 3 第 4 項について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
<p>令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先端的な情報通信技術が導入されている。</li> <li>・ なお、初回申請時には、先端的な情報通信技術導入に向けた計画案を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要件を満足することを示した説明文書であつて、例えば以下のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>- 先端的な情報通信技術の導入状況（又は導入計画）</li> </ul> </li> </ul>